

令和2年5月12日  
建築指導課

新型コロナ感染拡大防止対策について  
(建築確認申請等)

本市においては、これまで郵送による建築確認申請等の受付は行なっておりませんでした。令和2年3月31日付け国住指第4650号による国の通知を受け、新型コロナ感染拡大防止対策として、当分の間、郵送による建築確認検査等の申請の受付を行うことと致します。併せて、建築指導課の他の業務についても、郵送等による申請等の受付を行います。

書類の送付方法や手数料の納付方法等、事前に下記までご相談ください。  
なお、郵送等による受付を可能とする区域は県内外を問わず、すべての区域からと致します。

また、建築基準法等に係る問い合わせやご相談につきましては、これまでどおり、電話やFAX、メールでも対応致します。

連絡先

長崎市建築指導課

指導係・建築安全係 095-829-1174 (直通)

審査係・開発指導係 095-829-1176 (直通)

建築指導課 FAX 095-829-1168

メール [kenchiku\\_sidou@city.nagasaki.lg.jp](mailto:kenchiku_sidou@city.nagasaki.lg.jp)

※なお、コロナ感染拡大防止対策が終了した際には、郵送による業務を終了致しますが、その際は改めてお知らせ致します。